

会議規則第71条の規定に基づく合同委員会

期 日 平成26年 7月15日 (火)

時 間 午前 10時30分

場 所 議 場

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 合同委員会案件の説明

議 件 1. クアプラザピリカについて

(1) 今金町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(2) 今金町観光施設に係る指定管理者の指定について

(3) 平成26年度一般会計補正予算(第2号)の概要について

議 件 2. その他

○出席委員(12名)

1番 村上 忠弘 君

2番 山崎 仁 君

3番 向井 孝一 君

4番 加藤 三明 君

5番 芳賀 芳夫 君

6番 上村 義雄 君

7番 川上 絹子 君

8番 日置 紳一 君

9番 上村 義雄 君

11番 村瀬 広 君

10番 山本 豊 君

(議長 徳田 栄邦 君)

○欠席委員(0名)

○出席説明員

町 長

外崎 秀人 君

副 町 長

清水 寛 君

総務財政課長

北見 伸夫 君

総務財政課長補佐

岸 貴之 君

産業振興課長

森 朋彦 君

産業振興課長補佐

津山 康彦 君

産業振興課長補佐

川 平 秀 明 君

○出席事務局職員

議 会 事 務 局 長

柏 田 泰 明 君

議 会 事 務 局 係 長

中 川 真 希 君

◎委員長あいさつ

○委員長（村本照光君） 皆さんおはようございます。

本日の合同委員会は、クアプラザピリカについてということで、私共、産業教育常任委員会の管轄でございますので、私の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今日は、暑いので、上着を脱いでください。

それでは、開議に先立ちまして、町長が出席されておりますので、ごあいさつの程、よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○町長（外崎秀人君） 前段に行われました全員協議会におきまして、開催をさせていただき、更には、今、スキー場の関連で指定管理者の候補であるところのマックアースの最高経営責任者の方から、あいさつをさせていただく機会を作っていただきましたことを改めて感謝を申し上げます。

社長とはまた違うのですけども、取締役兼ねて最高経営責任者ということでありませう。一般的には、今のところは、社長さんでありますから、最高責任者が社長とは限らない場合もあります。会長であったり、様々なパターン、顧問であった方が最高責任者になる場合もありますけども、今、マックアースの方では、社長兼務で最高経営責任者という形を取らせていただいていると。

吉野さんについては、その傘下の北海道リゾートということで、北日本を抱えている会社の社長さんという形になる訳であります。

先ほど、資料に基づいて、様々な会社の現況、あるいは、将来、何を考えているかということ、説明をいただいた訳でありますけども、そのことに、私も大きな期待を寄せて、今、どうのこうのではなくて、将来的に、どう持続をできるような町づくりの一環として、ピリカの関連のさまざまな施設を活かしていきたい。止めることは簡単なのですけども、どう活かしていくかということについては、一度、方針を出した訳でありますけども、改めて、仕切り直しの部分の中から、再度、考えていこうということで、その一つに、民間の方をお願いできる形が取れるとすれば、是非、そちらの方にも目を向けていきたいということの方向性が今日まで結びついてきているところでもあります。詳しくはなかった訳でありますけども、経過については、逐次、報告している経過がある訳でありますけども、改めて、様々な調整をさせていただきました。加えて、重要なのは、先般の全員協議会でお話申し上げましたように、今期のスキー場を継続するとすれば、時間的な要素の中から、様々な手続きを含めて、今、お願いしようとしている臨時会に提案をしながら、日程の方向性を出していかなければ、10月からの新たな指定管理者、そして、スキー場等を含めた施設の管理運営の方向が定まらないということを含めて、今回、お願いをしているところでございます。その、考

えている内容につきまして、提案の事案に基づきまして、きょうは、説明をさせていただき、ご審議をいただきたいと思いますと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○委員長（村本照光君） ただ今の出席委員は、12名で、定足数に達しておりますので、会議規則第71条の規定による合同委員会を開会いたします。

各委員さんをお願いいたします。議場のマイクが非常に不安定な点がありますので、発言については、マイクを近づけてをお願いいたします。

議件第1、クアプラザピリカについてを議題といたします。

この件に関しましては、3項目ございますが、1項目ごとに行うことといたしたいのでありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（村本照光君） ご異議がないので、以上のとおり決定いたします。

それでは、今金町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森 朋彦君） おはようございます。先ほどは、全員協議会を大変ありがとうございました。

それでは、今回、25日に召集が予定されております臨時会におきまして、提案する事項については、説明事項として3点提案させていただきまして、その内、報告事項ということで、この後の運営計画等について、概要であります、説明させていただきたいと思っております。

まず、ただ今の、1件目の、今金町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてということで、1ページをお願いいたします。

対照表で、この度は、表せていただきました。この度の、指定管理候補者との、指定管理の方法等について、これまで協議・検討をして参りました。その結果、観光施設として位置付けされている施設につきまして、指定管理によることと、それから一部、今金町が直営で管理をする部分が出て参りました。その区分けをしなければならないということも含めまして、条例の方の改正見直しによったところであります。

具体的などころで言いますと、まず、第2条でありまして、ここでは、改正前はクアプラザピリカを核として、云々ということで、各個別の施設の名称が記載されておりましたが、ここにつきましては、今金町観光施設という大きな括りの規定として、一つ、整備をさせていただくこととしております。

次に、第3条につきましては、これは、全部改正ということになります。まず、第3条1項で、今金町観光施設の名称をクアプラザピリカということで、改めて規定をさせていただきます。それから、第2項につきましては、クアプラザピリカ、観光施設の個別の施設の名称と位置について、規定をいたします。この中で、改正前につい

ては、ピリカセンターハウスの付属施設として、スキー場食堂が規定されておりましたが、この部分については、ピリカスキー場の付属施設の方へ、ということで規定をし直します。それから、パークゴルフ場とキャンプ場につきましては、指定管理者においては、事業運営をしないということでありますので、町が直営で管理をする形になります。

なお、町においても、パークゴルフ、それからキャンプということの、具体の事業運営は、この後、検討課題ということにさせていただきたく、通常の、当面、維持管理ということで進めさせていただきませんが、そのため、名称を多目的広場という括りの中で、この度、規定をさせていただくということの流れになっておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、2ページをお願いいたします。第4条で、管理の代行、指定管理を行う業務についての規定でありますけども、改正前については、掲げられている業務の全部について、指定管理者に行わせるという規定でありましたが、先ほども申し上げました、施設の中で、町が直営で管理をする部分ということで、区別ができますので、業務につきましても、同様の区別ができるように改正をいたします。本文において、途中から、2行目の中盤からになりますけども、業務の全部又は一部を指定管理者に行わせることができる、ということに規定をいたしまして、区別ができるようにしております。あわせまして、第5号と第6号については、事業運営がされないということから、削除をいたします。加えまして、改正後の第10号になりますけども、施設の維持管理についての業務を新たに位置付けるものであります。

以上が、改正の概要でありまして、施行日につきましては、指定管理の開始をしております26年10月1日から施行ということで提案をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（村本照光君） 説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。何かございませんか。
向井君。

○3番（向井孝一君） 今の説明の中で、マックアースが指定管理を受けてやる業務と、それから、パークゴルフ等については、町直営でやるという説明でありますけども、この最大の理由というのは、我々が思ったのは、どうせなら全部委託してという感覚で居たのですけども、そうせざるを得なかったという最大の理由は何ですか。

○委員長（村本照光君） 産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森 朋彦君） この度、指定管理の業務を委託するにあたりましては、候補者の方でも、いろいろな採算制の問題、それから、誘客の、集客力、そういったことの課題を整理をした中で、事業を再構築してもよろしいですかということの提案をされました。そのことにおいて町の方も同意をした経過がございますので、その観点において、パークゴルフ場とキャンプ場については、事業運営は行わないということの結論をいただきました。なので、その部分は指定管理から除きます。

同様の理由で、奥美利河温泉山の家の方も、この度の指定管理業務からは除かれるということでもあります。

しかしながら、一体となったところにある施設ですので、その部分の維持管理の業務が、当然、出てきますので、ここのところは町が直営という形になりますが、実際の維持管理の方法については、個別の業務として、委託するというのも可能になりますので、その辺りは、更に、精査をさせていただいて、町の方の対応も整理していきたいというふうに思います。

○委員長（村本照光君） 他、ございませんか。

なければ以上で、質疑を終わります。

次に、今金町観光施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森 朋彦君） 続きまして、2点目の、今金町観光施設に係る指定管理者の指定についてであります。

このことにつきましては、新たな指定管理者につきましては、10月1日からということで予定しておりますが、そのことにつきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会へ提案をするということになっておりますので、この度の提案の運びとなるものであります。

2つめの、提案の概要であります。まずは、1点目で、指定管理を行わせる施設の名称及び位置ということで規定をさせていただきます。ピリカセンターハウス及びその付属施設であります温泉浴場棟、温水プール棟、ピリカスキー場とその付属施設であります、ピリカ第1リフト、夜間照明、レストハウス、休憩棟、格納庫、これにつきまして指定管理を行わせるということでもあります。

次に、指定管理者となります団体の名称及び所在地につきましては、株式会社マックアースリゾート北海道、代表取締役一ノ本達己、所在地は、小樽市春香町357番地であります。

3点目の指定期間であります。平成26年10月1日を始期としまして、平成30年3月31日までの、平成29年度末までの期間ということで提案をさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○委員長（村本照光君） 説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

上村君。

○6番（上村義雄君） 6番、上村です。

指定管理者の指定の部分では、今、見たとおりの部分でございますけども、条例の改正の流れというのは分かりましたけども、多目的広場と奥美利河温泉山の家の部分については、このマックアースリゾートの方には委託をしないで、町が管理するという形で、解釈してよろしいのかどうか。

○委員長（村本照光君） 副町長、清水君。

○副町長（清水 寛君） 先ほど、向井委員の質問にも課長がお答えしておりましたが、多目的広場、パークゴルフ場、それからキャンプ場、それと、山の家については、採算制の面から見ると非常に不釣り合いな部分があるということで、マックアースの方から、今回、指定管理を受けるにあたっては、この施設については除外をさせていただきたいという協議を受けました。私たちもそれに同意をし、除外をいたしました。

ただ、観光施設としては、美利河周辺の観光施設としては位置付けがされておりますので、当面、キャンプ場、それからパークゴルフ場については、形態を維持しながら、開業をしていくということはなかなか、今、現時点ではままならない部分がありますので、とりあえず、多目的広場に一時転用をして、それから将来の部分にそなえていきたいというのが、まず1点。

それから、山の家については、今季の9月30日、今、クアプラザピリカが受託している範囲の中までは、開業いたします。これは、3月の定例会のときもお話しておきましたが、社員の確保等々の問題がありまして、終日、毎日開業することができないという中で、祝祭日の前日の開業という形で、今は運営をしております。その状態で9月末までは、なんとか運営をしていきたいと思っております。ただ、10月1日からは開業をいたしませんということでもありますので、よろしく願います。

○委員長（村本照光君） 町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君） 今の、副町長が整理をした訳でありますけども、この前段のあいさつには、少し、その意味を含めた話をした訳でありますけども、この間、話をしたように、クアプラザピリカを含めた全ての施設を将来的には廃止し、そしてなんとか解体を含めた整理をするか、そういう方針を持ちながらも、民間で受けていただくことがないかということで、進めていきますという話をさせてもらいました。

ただ、その前段の状況の中で、大きく関わってきたのが、以前にも申し上げた経過がある訳でありますけども、農協の集出荷施設を農協の方に全部差し上げますよと、どうぞ管理運営をしてくださいと、農協の方もそうしたいということで、広域連の方でも話をした経過がありますけども、結果的に、贈与がかかってしまって、6,000万円くらいの税金がかかってしまうのだと。それは大変な負担になるので、なんとか町の施設として貸していただく形の中で、進めていきたいという話をさせていただいた経過がある訳であります。

今回についても、その全ての施設を、私の思いは、全ての施設を民間の方に譲与して、その中でやってもらうことを最大限の思いとして進めてきた経過がある訳でありますけども、まだスタートしてどうなるのか分からない、大きなリスクの中で、土地も含めた、先ほどの意味もある訳でありますけども、全部受けた中で、会社にやっていただけるという形が取れるかどうかというようなことから、スタートした訳でありますけども、少し状況を見なければいけないということになった訳であります。そうすると、町の方としても、差し上げるという形の応酬は、安く買ってもらうとかいう報酬はたてられるのですけども、今までの協議の中では、一気にそこまではいかない

と。しかし、なんとか、指定管理という形の中で、やらせていただくことができるとすれば、前向きに将来を考えていきたいということになった訳であります。今、副町長が言ったように、これは、山の家もそうではありますが、この後に、今回に関わる、受けていただくための前提の手直しみたいな形で、修繕をする訳でありますけども、山の家を受けていただくとすれば、ご存じのように、あれも手を入れなければいけません。あの状態の中でこれから民間にお願いするという形になれば、私は、膨大な経費がかかっていくだろうと思います。そう考えた場合に、プラス、リスクを含めた中での管理運営については、向こうの方もいろいろ考えていただいて、今回の指定管理の中には含めることができませんよという話があった訳であります。この後については、副町長も申しましたように、山の家、パークゴルフ場等々、今回受けていただかなかったことについては、どういう在り方が必要かということについては、早速、これからその協議があり、議会の方も含めて実態調査も、産業教育常任委員会の実態調査もお願いしながらですね、いろいろと検討させていただければと思っておりました。そういうことでは、まだ方針は決まっておきませんので、区分けをしながら、今のところは進めている訳でありますけども、私の思いは、いつかは全ての施設を、用地を含めてやらなければ意味がない訳でありますから、その辺を、将来構想を描いていくことが必要だろうと思っております。そのために、まずは、3年間、指定管理者をさせていただいて、相手方は決めたいと思っておりますので、候補もこのようにきておりますので、そこでじっくりと将来構想を練りながら進めていかせていただければと。その中で、施設の持ち方、あるいは、土地を含めた在り方というものについては、きちんと方向性を定めながら詰めていく必要があるだろうと。加えて、公言できませんけども、スキー場に係る山の問題も以前からお話申し上げてはいますが、そういう課題についても、向かい合っていく大きなきっかけになると私は思いますので、是非、ご理解をいただければと思っております。

○委員長（村本照光君） 上村君。

○6番（上村義雄君） マックアースが、今、受けられる状況ではないという判断をして、指定管理から外すということになったのだろうと思うのですが、今までの指定管理の中で、クアプラザピリカの会社が、この山の家にしても、また、この多目的広場についても、今まで、指定管理の中に入って、管理をしていた訳でございますね。これは、今、10月1日からはこの指定に移りますよという形になる訳でありましょうけども、では、山の家の方はどういう形で残るのか、それとも、山の家は無くしてしまって、もうやりませんよ、廃止しますよという形になるのか、それとも、今後の状況を見ながら、どこがそこを見ていくのかという部分になるのかと思うのですが、そこら辺りの判断がどうなっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○委員長（村本照光君） 副町長、清水君。

○副町長（清水 寛君） まず、1点ご理解いただきたいのは、過去にも、美利河周辺の観光施設という形の中で、クアプラザピリカで一体周辺を管理しておりました。

ダム下公園においては、テニスコート、ゴーカート、それから運動広場ですね、そ

れと、ボート事業というのもありました。でも、これらも全て、今までクアプラザピリカの中においても採算制に合わないという状況、それから管理運営にとっても大変という状況で、諸々の事業を何年かに渡って廃止してきた事実があります。ですから、今回のパークゴルフ、それからキャンプ場については、これは、それらの中と同じ次元の部分という形で受け止めていただければありがたいかなと思っております。

ただ、山の家については、今、上村委員さんが仰ったように、私共も、これについては別次元の思いをいたしております。ご承知のとおり、今金町の観光の原点であるということは、これは、皆様方、100人居たら100人がそう仰ると思っております。ですが、今回の所管事務調査の中で、あそこの施設を是非一度見ていただきたいということも、議会の方にも、事務局の方にもお願いした経過があります。組み込みもさせていただいたようでもありますけれども、非常に老朽化が激しくて、お金をいただいてお客様をお泊めするという状況には、なかなか今後は大変なのかなと。しかし、あれを大改修をするには、当時は備品等その他を含めると、これは申し訳ございません、うろ覚えの数字で申し訳ないのですけれども、5,000万円から7,000万円の数字だったと思っております。当時は、今で言う、地域振興補助金のような、道の方から補助をもらって建てた建物です。しかし、あれからもう大分の年数が経っていますので、かなり、カメムシ等も入り込んでいる云々という状況がありまして、あのままでお客様をお泊めするには大変だというのが、ここ数年言われていることです。ですから、この事業を進めていくにあたって、例えば、あのまま山の家のお泊り事業をやるとすると、建て直しをしなければ続けることはできません。しかし、この間、山を家の運営をずっとやってきました。住み込みの人間等々が居なければ、とてもあそこは開けられません。でも、クアプラザピリカ、3セクですから、いろいろな意味で、採算制が取れない部分でも、あの家を無理をしてでも開けてきた部分があります。しかし、マックアースという民間の企業になった段階では、採算の取れないその部分については、申し訳ないがお受けできないというのが現状ということでもありますので、まず、その点でお受け止めいただきたい。

今後の、山の家をどうするかという部分については、これからまた改めて皆様方のご意見を拝聴しながら、しかし、無くすることを是とは思っておりません。いろいろな話があります。一連でありますけれども、近隣では臼別の温泉があります。いろいろな部分があると思います。ただ、あそこの開業時間、期間が非常に限られておまして、ここ数年、道道の999号線、雪割りをして入っていくまで、昔は5月1日の開業、4月29日なのですけれども、開業まではなんとか、北海道も協力をしてくれました。しかし、最近では、熊すべりの場辺りの雪を開削していくのは、作業場非常に危険があるということで、ほとんど融けなければあそこには手を付けてはくれません。これが、ここ2年続いております。そうすると、ほぼ、6月の始めでなければ開けることができません。そうすると6月から10月いっぱいの開業期間という形になりますから、非常に営業等々についても難しい部分がありますので、それらいろいろな部分を推酌しながら、後付けでそれこそ政策を組むのかと叱られることを十分に承知して

おりますが、今後について検討し、そしてまた、皆様方と協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（村本照光君） 村瀬君。

○11番（村瀬 広君） 11番、村瀬です。

参考までに教えていただきたいのですが、キャンプ場ありますよね、地形から見ると、もともとはスキー場のゲレンデの一部かなと思っていただいていたのですが、これは地番から見ると、地番が違うので、例えば、あそこ、パークゴルフ場にしないで、それはスキー場のゲレンデの一部に成り得るということはないのですか。

○委員長（村本照光君） 産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森 朋彦君） 今、ここで、多目的広場ということで位置付けをするところは、国道から道路を曲がって行きまして、一方通行路に入ります、左に曲がって一方通行で周遊すると思うのですが、手前のほうのパークゴルフ場と、それから、炊事場とトイレがあります。あそこの周辺がキャンプ場ということになります。

ゲレンデ側は、あくまでも、あそこはゲレンデなのですが、夏場の活用の一つとして、臨時的にパークゴルフ場を開設していたという経過がありますので、よろしくをお願いします。

○委員長（村本照光君） 他、ございませんか。

山崎君。

○2番（山崎 仁君） 2番、山崎です。

期中で指定管理者が変更になるということでは、これまでのクアプラザピリカ、株式会社クアプラザピリカとマックアースとの、いわゆる引き継ぎ、それから、清算事務等も発生すると思うのですが、想定されること、それから、対応はどのようにお考えですか。

○委員長（村本照光君） 産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森 朋彦君） まず、この度25日の臨時会の方で、議決をいただきましたが、そのスケジュールをもって、引き継ぎ事務も10月1日にスムーズに移行できるように、それから、大事なものは、スキー場を途切れないうちに継続することもありますので、その辺りの準備のことも含めてですが、対応いただけるということで、先方の方とは協議をしております。

それから、株式会社クアプラザピリカのことについてであります、それにつきましては、法定の手続きがありますので、通常で言いますと、まずは、臨時株主総会を開いて、そこで解散の決議を開くということになります。解散の登記をいたします。その後、精算の事務が入りますので、清算に、ほぼ、平均的には、1年程度という期間を要するというふうには伺っておりますので、その事務を行っていきます。精算が完了しますと、精算終了の登記というものを行って、その登記が終わった段階で全ての手続きが終わりということになりますので、そういうようなことで、今、運びを考えております。

○委員長（村本照光君） 山崎君。

○2番（山崎 仁君） 事務的な手続きというのは、粛々と進められるであろうということには理解をいたします。

クアプラザピリカということを考えれば、これは開設当時、平成2年からピリカがオープンして以来、いろいろな変遷を経ながらここまで営業をしてきた訳です。途中いろいろなことがありながらも、ここまでなんとかやってきたというのは、やはり従業員の皆さんの努力もあるだろうし、それから経営陣の努力もあるということでは、これは期中にこのようなことになったということでは、是非、クアプラザピリカにも敬意を表しながら対応いただきたい。これは従業員を雇用しながら営業してきた訳ですから、そのところも十分な配慮をお願いしたいと思っておりますけれどもいかがですか。

○委員長（村本照光君） 副町長、清水君。

○副町長（清水 寛君） 後段の、この間、会社を運営してきた母体である人員に対する部分のお話の部分がありました。

職員に対しては最大限の配慮を払いながら、そして、できるだけマックスの方々に継承できる人は、継承してもらいたいということで、お願いをして、この間もしてきておりますし、直近で具体的なことの話もし、進めていくつもりであります。

迷惑をかけないように、そして、配慮をしながら、進めて参りますので、よろしくをお願いします。

○委員長（村本照光君） 他、ございませんか。

なければ以上で、質疑を終わります。

次に、平成26年度一般会計補正予算第2号の概要について、理事者の説明を求めます。

産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森 朋彦君） それでは、3点目の、平成26年度一般会計補正予算第2号の概要についてであります。内容につきまして、担当課長補佐から説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

○委員長（村本照光君） 産業振興課長補佐、津山君。

○産業振興課長補佐（津山泰彦君） それでは、私の方から、補正予算の概要について、ご説明を申し上げます。

資料4ページをお開き願います。

スキー場関連の歳出のみでございます。3目観光費、11節需用費におきまして、6,268万3,000円の追加は、修繕料が主なものでございます。

まず、1つ目として、レストハウスの屋根張り替えの修繕、これにつきましては、ゲレンデ側の屋根のさびが非常にひどくなっております。全面張り替えという形で予定しております。これに443万8,000円。

次に、センターハウス及びレストハウスの上水道切替修繕ということで、現在は、センターハウスの厨房のみ上水で使用しておりますけれども、このリスク等々を考えると、お客様が口にする部分の水を、全て上水に変えた方が良いでしょうということで、センターハウスの洗面所、それと、レストハウスの厨房を上水道に切り替えをしたい

というものでございます。これにつきまして、151万6,000円を計上しております。

次に、ピリカスキー場照明設備の修繕ということで、これは、昨年度、落雷がありまして、去年のシーズンにつきましては、途中から、本来は、これ、自動で付くものでございますけれども、その事故がありまして、手動でしか照明が点けられなかったと。それで、人為的には少し厳しい面もありましたけれども、昨年につきましては、そのときは、そのシーズンでスキー場を閉鎖するというので、なんとかクアプラザの職員に手動で対応してきてもらったということでありまして、今シーズンにつきましてはこれらのスイッチ関係を修繕したいということで、204万9,000円を計上しております。

次に、高圧設備機器修繕でございますけれども、これにつきましては、昨年度の電気保安協会の検査の中でも指摘がありまして、スキー場関連のキュービクル、3台ございます。これらのキュービクルの改修ということで、2,249万円を計上しております。

次に、ピリカスキー場索道施設修繕ということで、3,119万円を計上しておりますけれども、これにつきましては、昨年度、索受け装置、全部で22基あるのですが、昨年につきましては、非常に危ないと言われている3基のみを直しております。残り19基につきましては、今年度、スキー場を営業するというので、その残りの部分を改修したいということで、3,119万円を計上しております。

次に、ピリカスキー場の圧雪車修繕、これは、シーズン前に必ず圧雪車の、昨年使って悪かったところを直して使うということになりますけれども、これにつきましても、100万円、前年度実績でいきますと、概ね80万円前後、去年はかかっておりまして、それを計上しております。

次に、13節委託料でございます。今金町観光施設指定管理料、500万円ということで計上させてもらっています。これは当初予算で、3,500円を計上しております。これは、スキー場を、その当時は営業しないということで、通常であれば4,000万円を指定管理料として計上してございましたけれども、今年はやらないということで、当初予算で3,500万円を計上してございました。ところが、スキー場営業を継続する方向が見えてきたところで、とりあえず、今年度につきましては、昨年度並みの4,000万円を計上したいということで、500万円の追加をお願いするところでございます。

次に、ピリカスキー場索道施設整備業務委託料ということで、これもシーズン前必ず点検をしてございました。これは、大体平均すると300万円程度を、これまでかけて整備の委託をしてございましたけれども、今年度につきましては、新保検査のみをするということで、きょうのマックアースと協議をしておりまして、この部分につきましては54万円を計上させてもらっています。

次に、ピリカスキー場ゲレンデ整備業務委託料ということで、183万6,000円を計上しております。これは、ゲレンデ5コースの草刈の委託でございます。例年

でございますと、大体お盆明けくらいから10月いっぱいくらいをかけて、クアプラザの職員が対応しておりました。しかし、今年につきましては、先ほど副町長も申し上げましたけども、山の家の方の管理が、クアプラザの職員が行かなければ、管理ができない、毎日ですけども、そういった関係で、職員が1人取られているということもありまして、どうしても、草刈に対する手当てがなかなかできないということで、今年度につきましては、この草刈業務を委託しようとするものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございますけども、345万6,000円を計上しています。これは、圧雪車のリース料でございます。金額的には昨年と同様、消費税アップ分だけでございます。その部分を計上させていただいております。

次に、16節原材料、これにつきましても、昨年と同様の50万円を計上させていただいております。これは、グレンデ用の管理用の材料費、ネット、あるいはポール関係の材料費ということになります。

先ほど申し上げました、圧雪車のリース料でございますけども、これは、あくまで、今、ある既存のリース料ということで1台分でございます。マックアースの方から、リスク等々を考えると、やはり2台必要だということで、今、マックアースの方で、こちらに回せるような圧雪車を探してくれております。それにつきましても、まだ、いくらくらいでという話がきておりませんので、できれば、9月定例会等々に、もう1台分の補正を上げられればなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○委員長（村本照光君） 説明が終わりました。

何か、皆さんからご質問ございませんか。

上村君。

○6番（上村義雄君） 確認でお伺いいたしますけども、要するに、マックアースと指定管理の委託契約を交わす、しかし、グレンデの部分、それから、屋根の張り替えとかそういう部分は、これは町の部分ですから、それは当然やらなければいけないだろうと思うのですが、そこら辺りの、指定管理を受けて、あくまでも、スキー場は指定管理を受けた中でやるという捉え方を、あくまでも、町が全部それをやらなければいけないのかどうかという部分。早い話、運営の部分まで、入る部分になりますよね。だから、そこら辺りがどういう判断をすれば良いのかという部分で、お伺いします。

○委員長（村本照光君） 副町長、清水君。

○副町長（清水 寛君） 今まで、株式会社クアプラザピリカを指定管理者として運営をして参りました。基本的には、それとなんら変わるものではありません。それが、マックアースに代わるという形であります。ですから、今、予算の計上をお願いいたしました。これは、株式会社クアプラザピリカが受けていても、スキー場を運営し、ここ3、5年になります、4シーズンになります。そうであるとすると、これだけのものをかけないと、スキー場としてお迎えするには、適当でないという形になります。昨年の9月でありましたか、町長が、スキー場を廃止するという話をしたときには、

かなり高額な維持修繕費が発生すると。例えば、夜間照明等々の部分、それから、索道の索輪の交換の部分等々が昨年言われました。それらが1億8,000万円程度に、確か、なったと思っていました。少し、計数が正確ではありませんけども。それらを考えたときには、そして、索道の長寿命化を考えていくとすると、まだまだ投資をしなければならないと。それらを考えて止めたいという話を町長が表明をした訳でありますけども、今、このマックアースに、町民の多くの方々からスキー場の存続という形が望まれている部分があって、民間でもやってみても良いかなという話があったと。それらの部分が繋がって、今回のマックアースの話でありました。ですから、スキー場の索道の部分については、人間を運ぶ機械でありますので、最大限、安全を担保するためにも投資をしなければならないという状況であります。これは、マックアースであろうとクアプラザであろうと同じだけの状況になるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（村本照光君） 他、ございませんか。

山本君。

○10番（山本 豊君） 山本です。

平成2年からの紆余曲折を経て、今日のこういう形に移行しようとしています。バブルが弾けて、この間、全国各地が3セクで行ってきたことのほとんどが止めざるを得なくなった。それぞれの町の財政事情、それからいろいろあるのですが、私は、去年のときに、町長は当を得た判断をされたなというふうに、以前に申し上げて、今回の、どうだという話をしました。このことが良いとか悪いとかということではありません。いろいろなことが、これからも急を要されます。副町長が申しましたように、維持をするとすると、スキー場としての維持をすると、概ねこのくらいのお金が、たぶんずっといくのだろうというふうに思います。

施設は町のものでありますから、指定管理をする訳ですから、そのことに、このくらいの、よく、町の幹部の皆さん方が言います、町の財政事情ですとか、あるいは、懐具合という話をされますが、そこで、やがて、人口が4,000人になる、5,000人になるという話をされています。人口減の中で、維持するにはかなりの、それぞれの懐具合と考え合わせながらやらなければならない時代がやがてくるのだろうというふうに思っています。その、いつかというのは、財政方はわかるのでしょうか、私はちょっと存じ上げません。

ですから、今回、決断されたことを契機としながら、ただし、十分な、契約の中身等々、それから、3年ですから、そのことに腹を括ってやらなければならない時期なのだろうという思いがあります。改めて、町長の決断というのでしょうか、意志を確認したいと思います。

○委員長（村本照光君） 町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君） 先ほど、マックアースの社長の方も、いろいろとマックアースの思いのようなものが出た訳でありますけども、非常に大きな、将来に向けた構想を持っている訳であります。

このスタートも、私は、この会社しかないなという思いでもって、アタックしてお願いをしている経過がある訳でありますけども、そのことから、もっと長い将来構想まで描いている訳なので、少し待ってくださいと。私の方は、今、委員が仰ったように、議会も含めて、町長も含めて、将来についての様々な厳しさの思いを持っている訳でありますから、いつまでも、エンドレスでお願いするという形にはなっていないと。ましてや、先ほど申しましたように、はなから、指定管理という形でない手法でもってやりたいという思いを持っていましたので、そういうところを考えた場合に、向こうの方が、まずは4年間と。待ってください、4年は長いですと。うちの方は、もう少し短い期間の中で将来的な判断をさせていただきたいということから、3年でお願いしたいということで、こちらの方で急性で3年で指定管理をやっていただきながら、町の方としても将来構想を描いていきたいと。3年目を迎えて、これから継続的にどうするかということの方針を示していく形を取らせていただければということで、区切りを付けさせていただいた部分がある訳であります。

そういうことから、今回、お願いするという部分の中では、土地も、施設も町のものでありますから、それに関わる部分については、一定程度の負担もやむを得ないということから、この間、調整をさせていただきました。

しかし、そういう中でも、マックアースだからこそできる様々な修繕等々を含めて、自分の方でノウハウを持っているということで、先ほど、補佐の方から説明ありました、様々な保守点検等含めて、ノウハウを持っていますので、自分たちでやりますと。350万円くらいかかるものを、50万円くらいでやれるだとか、様々な手法を向こうで持っているノウハウを駆使しながら、進めていく形もこれから取れるとすれば、少し、重い負担も軽減されるかなと。しかし、それが、委員も仰るように、ずっと引き続きという形になるという危惧をする部分については、何度も申し上げますけども、まずは3年を見据えた中での将来構想を。今回、これから、来年も、再来年も、少し手をかけますけども、かけざるを得ないところについては、手をかけていかなければいけない状況にある訳でありますけども、あくまでも、それは3年間を見据えた形の中で、進めていくということになると。これについては、きちんと、今、わたしの方として、向こうの方とも調整をさせていただいている訳であります。

前段で、申しましたように、まず3年間やらせていただきたいということが私の思い、願いでありまして、その中で、マックアースも思いを持ちながら、そして、一番大きな問題は、その後に継続してマックアースの方でやるとすれば、施設をどうするか、それから、土地をどうするかということの引き継ぎの状況。税金をどんどんかけすぎると、お互いに良くないものですから、その税金は国にいくわけですから。両方にメリットがない訳ですから、その辺の上手なやり方というのも、この3年の中で考えていくことも必要だなと。たぶん、皆さん方も、いろいろな情報を持っていると思いますので、その辺の様々な情報も私にいただきながらですね、将来に向けた在り方をこの3年間の中で示させていただければと思っています。経費がかかるので辞めたいという方向性をもってきた部分がある訳でありますけども、私としては非常に条件

の良い相手方が見つかったなど、受け皿として素晴らしい会社が名乗りを挙げていただきましたので、スキー場相続というよりも、社長が仰っておいりましたように、町の将来を描く、子どもたちに、様々な、この地域で育ったことが、大人になっても誇りを持てるような町になるだとか、いろいろな言葉をいただいた訳でありますけども、それに繋がるような形の中で、町としての方向性を持ちながら努力をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく、ご理解をいただければと思っております。

○委員長（村本照光君） 他、ございませんか。

なければ以上で、質疑を終わります。

報告事項がございますので、産業振興課より説明をお願いいたします。

産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森 朋彦君） それでは、資料の方に、報告事項ということで、5ページからでございます。

このことにつきましては、指定管理の候補者であります、マックアースリゾート北海道、こちらの方から申請にあたりまして添付をして参りました運営計画、全体ではありませんが、主に考え方が分かるようなところを抜粋して参りました。細かくは、説明の方は省かせていただきたいと思いますけども、まず、運営計画ということで7ページまで、それぞれまとめていただいております。この中からは、先ほど、全員協議会の中で、一ノ本CEO、それから、吉野社長の方からもありましたこととあわせて、考え方を汲み取っていただければというふうに思います。

それから、8ページには、まず、上段の表が、収支改善に向けた方策ということで、簡単であります、まとめてございます。売り上げに対する考え方、それから、一般管理、販売促進に関する経費についての考え方ということで、それぞれ年度を追って整理をしていただいておりますので、ご一読お願いいたします。大規模、中規模、小規模に関わる様々な施策が、この後、打たれるのかなということで、きょうの全員協議会のお話の中からも伺うことができたかというふうに思います。

下段からは、下段については売り上げと、利用計画ということでまとめた表であります。

そして、9ページ目、一番最後のページについては、収支計画ということで、全体の計画を添付させていただいております。6月に開催していただきました、全員協議会の中には、仮置きの数値もかなりありましたが、その後、精査をした中で、改めて提出をされたものでありますので、どうぞご一読をいただきまして、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○委員長（村本照光君） 上村君。

○6番（上村義雄君） 6番、上村です。

今、報告をいただきました。その中で、今までは、クアプラザピリカでの町民還元という形で、温泉に宿泊した部分の助成があった訳ですけども、今後、マックアースが10月1日から委託になる訳でありますけども、町民還元の部分は、どういう形で

捉えたら良いのかどうか、そこら辺りをお聞かせいただきたい。

○委員長（村本照光君） 副町長、清水君。

○副町長（清水 寛君） 町民還元の部分でありますけども、これらについては、町民に親しくクアプラザピリカを利用してほしいという部分が、もともとの根幹にある訳でありますから、今、マックアースと話している中においても、それらについては是非続けてほしいという、向こうの要望もあります。私たちも、これについて特別、今、すぐに廃止をしなければならないという思いもございませんので、今のところ、このまま続けていきたいという考えであります。

○委員長（村本照光君） 他、ございますか。

なければ、ここで、5分ほど、会場の時計で、11時35分まで休憩いたします。

休憩 11時28分

開議 11時35分

○委員長（村本照光君） 休憩を閉じ、開議いたします。

それでは、その他で、国営農地再編推進室からの報告がございます。

国営農地再編推進室長、宮本君。

○国営農地再編推進室長（宮本 彰君） ご苦労さまです。

私の方から、資料にございますとおり、農業競争力強化基盤整備事業の農業経営高度化促進事業、いわゆる、促進費の活用について、ご説明申し上げます。

当該事業につきましては、3月に開催されました常任委員会において、制度内容が、まだ、はっきりしていない中での説明をさせていただきました。現段階では、制度内容も示されており、4月30日に開催されました、今金町国営農地再編整備事業促進期成会の総会においても、事業活用が決議されており、先般、6月11日の産業教育常任委員会においても、同様の説明をさせていただきました。

今回、より、重ねての説明となりますが、十分、事業の制度を説明したいと思っております。お時間をいただいたところでございます。

まず、資料1ページ目をお開きください。

制度内容につきましては、従前から、道営事業の受益者の負担軽減策として、担い手への農地集積率に応じて、事業費の一定割合を促進費として国が交付をしていたものであります。この制度が、平成26年度から、国営農地再編整備事業にも制度拡充をされましたことから、今回、このような事業の制度内容という形になってございます。

今金南地区の助成割合につきましては、資料の中段に記載しておりますが、農地集積率及び農地集積化率が85%を超えていることから、3.2%の適用が見込まれております。

事業主体については、市町村が推進することとし、受益者からの拠出による積立金の管理については、期成会において管理することとしたところであります。

また、国費補助率が、過疎法等の適用により、以前、説明いたしました、2分の1から55%になりましたので、受益者の拠出分につきましては45%に軽減されることとなりました。

次のページをお願いいたします。

上段の、促進費の活用方法等につきまして、詳細については後ほどご覧いただきたいと思いますが、あくまでも、夏期施行を実施した農地に対して促進費を交付するという制度内容でございます。

中段から、下にかけての資料で、3. 所得損失と上限額という、若干細かい字で記載しておりますがご覧いただきたいと思っております。これにつきましては、今金南地区における夏期施行した場合の所得損失額、これについて、過去5カ年の販売実績等を基に、今金南地区における飼料主作物の面積により、9万1,700円、10アール当たりですが、これを試算し、そして、促進費の想定助成限度額においては、消費税の増税等により、総事業費が増高したことから、以前、説明いたしました、5億7,600万円から、6億1,300万円に増加する形となっております。

③では、一番下の、③小麦、主要作物の作付や、簡易整地工による対象外となる面積も考慮し、想定される面積を全体の88%と設定し、このことにより、促進費の交付単価を10アール当たり6万円と算出したところでございます。国の助成単価の考え方は、所得損失を上限額と定めており、想定限度額における交付単価と比較し、少ない方を定めるということになっておりますので、今回、今金南地区における、促進費の交付単価については6万円と設定したいと考えております。

なお、4月の期成会総会においては、5万8,000円の見込みということで説明しておりますが、その後の役員会で、6万円ということで了承を得ているところでございます。

3ページ目をご覧ください。

促進費の受益者拠出金でございますが、6万円の単価設定により、その45%、2万7,000円が受益者拠出金という形になり、国の交付金については、55%、3万3,000円という形になります。

次に、今金南地区における促進費の受益者拠出金の考え方でございますが、国の制度の基本的な考え方として、事業実施エリア内の全ての農家を対象にするという考え方。2つ目には、通年施行の対象となる全ての農家を対象にするという、若干、相反する考え方がございます。そういった中でも、夏期施行を実施する農家個別ではなく、地区全体で取り組むのが望ましいという言葉も一文入っておりますことから、今金南地区としては、拠出2階建て方式を採用して参りたいというふうに考えてございます。この部分につきましては、カラーで示してございますが、拠出積立金、濃い黄色の部分、これは、国の制度に乗った受益者の、2万7,000円相当分、それに国の、3万3,000円の交付金、合わせて6万円、促進費、交付金として取り扱うものという形になります。これにつきましては、町の予算措置を要する形での制度内容となります。

また、下の薄い黄色で示している部分につきましては、期成会独自で意志の共補償的な要素の中で、この夏期施行を推進したいという制度構築を図る考えから、期成会の会費の中から、10アール当たり20円相当分を、この夏期施行を支援する部分として制度化をしようというものでございます。

こういった形の中で、参考例であります。5ヘクタールを単年度で夏期施行を実施した場合には、6万円の5ヘクタールで300万円、その内、受益者の拠出金は135万円、国の交付金が165万円という形で交付される形になります。

また、期成会の方につきましては、10アール当たり20円、その10年分を一括で交付するという形で算出しますと1万円、そういうことで、受益者の拠出の制度となりますが、こちらの促進費につきましては、5ヘクタールの場合301万円という形での制度内容としたところでございます。

以上、簡単でございますが、促進費に対する制度内容について、ご説明申し上げました。

○委員長（村本照光君） 説明が終わりました。何か皆さんから、ご意見、ご質問ございませんか。

よろしいですか。はい。

◎閉会の宣告

○委員長（村本照光君） なければ、以上で本日の合同委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉会 11時45分

署名委員

平成25年8月5日

総務厚生常任委員長

産業教育常任委員長